

食品安全委員会（第636回会合）議事概要

日 時:平成29年1月31日(火) 14:00~15:01
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道3名、行政機関5名、一般5名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2品目
 - [1] エトフェンプロックス
 - [2] ジベレリン(厚生労働省からの説明)

- ・ 農薬及び動物用医薬品 2品目
 - [1] シペルメトリン
 - [2] フェニトロチオン(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

農薬「エトフェンプロックス」について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において必要な審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「ジベレリン」について、平成25年6月17日に評価要請の説明がなされていることから、併せて農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」について、平成25年12月16日に評価要請の説明がなされていることから、併せて調査審議することとし、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「フェニトロチオン」について、農薬専門調査会において審議することとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
NZYM-BE株を利用して生産されたグルコアミラーゼ
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) かび毒・自然毒等専門調査会における審議結果について

- ・「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映をかび毒・自然毒等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「酢酸メレンゲステロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量(ADI)を $0.025 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 食品安全関係情報（12月10日～12月28日収集分）について

→フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)が発表したスポーツ選手用サプリメントは便益が不明確で健康リスクが疑われること等について報告。